

第1章 概 要

第1節 沿 革

1 設立の目的

近年の精神科医療は、「入院中心の治療体制から地域におけるケア体制へ」転換する大きな潮流の中におかれている。また、地域に根ざしたきめ細かな社会復帰対策への取組みなど精神障害者に対する福祉的要素を加味した施策の一層の充実が求められている。

言い換えれば、精神障害の発生予防、精神障害者の治療及び社会復帰訓練に至る包括的一貫性をもった治療・援助が重視されている。

また、現代社会は、急速に発展する技術革新や情報化社会の到来などによる社会産業構造の変化、産業の都市集中化に代表される生活環境の変化、さらには核家族化、女性の職場進出等に伴う家庭機能・環境の変化にさらされている。このような著しい変化に適応するためのストレスの増大や人間的接触の希薄化の進行により、心の病も増大しつつある。

本県では、全国に先がけて昭和40年に大宮市土呂町に精神衛生センターを設置し、精神衛生相談、広報普及活動等の事業を実施してきたが、施設の老朽化と狭隘が目立ち十分な対応ができない状況であった。また、治療面からみると、国立、県立の精神病院が未整備である数少ない県の一つであり、措置入院も民間の指定病院に全面的に依存していた。今後、最も重要視されるであろう社会復帰施設についても、保健所におけるデイケアや地域の医療機関における精神科デイケアが散見されるようになったが、社会復帰専門施設は極めて不十分な状況であった。

こうした精神保健医療福祉の動向や本県の現状を踏まえ、総合的かつ専門的な機能を有する精神科医療施設の必要性が唱えられてきていた。

このような認識に基づき本県としては、当初、最も手薄な分野である社会復帰施設に注目し、社会復帰センターの設立を計画したが、昭和51年12月の「埼玉県中期計画」のローリング（計画的修正）の際、精神衛生法によって義務設置となっている県立精神病院の機能を附加した計画に変更した。さらに昭和54年に至り精神衛生センターの機能を併せ持った総合施設へと計画を発展させ平成2年、精神保健総合センターの実現となった。

しかし、開設から12年の間に社会全般の構造改革が急速に進行し保健・医療・福祉の領域においても、内外の状況は大きく変化した。

県では、平成9年以降に「埼玉県立病院経営健全化推進会議」を設置し、県立病院の経営健全化に向けた検討を重ね、平成14年4月、診療部門の「精神医療センター」を病院として独立させ、地方公営企業法を全面適用することとし、精神保健福祉部門と社会復帰部門は「精神保健福祉センター」とした。

また、少子高齢化など医療環境の変化により柔軟に対応していくため、平成30年に外部有識者で構成される「埼玉県立病院の在り方検討委員会」が設置され、同委員会から「県立病院の経営形態は地方独立行政法人が望ましい」との報告書が県に提出された。

これを受けて、平成31年2月、知事が県立病院の地方独立行政法人化を表明。令和3年4月、精神医療センターを含む県立4病院は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構に改組された。

2 埼玉県立精神保健総合センター開設までの経緯

- 昭和27年 4月 「埼玉県立衛生相談所」を大宮保健所に併設
- 昭和40年 8月 「埼玉県精神衛生センター」を大宮市土呂町に開設
- 昭和48年 9月 埼玉県中期計画に「社会復帰センターの建設」を枠組施策として設定
- 昭和51年12月 中期計画のローリング（計画的修正）に当たり、県立精神病院と社会復帰施設の機能をもった「精神医療総合センターの建設」を枠組施策として設定
- 昭和54年 4月 建設に関する調査費を予算計上
- 11月 中期計画のローリングに当たり、従来の計画を発展させ、精神衛生センター、県立精神病院及び社会復帰施設の機能をもった「精神医療総合センターの建設」を施策として設定
- 昭和56年 3月 「精神医療総合センター（仮称）基本構想検討委員会」を設置
- 昭和60年12月 県として建設地を伊奈町（県立がんセンター隣接県有地）とすることを決定
- 昭和61年 2月 「基本構想」を策定
- 3月 埼玉県精神衛生審議会において「基本構想」を承認
伊奈町議会が「建設計画反対に関する意見書」を採択
- 4月 衛生部内に精神医療総合センター準備室を設置
- 6月 「精神医療総合センター建設委員会」を設置
- 12月 「精神医療総合センター（仮称）基本計画」を策定し基本設計に着手
- 昭和62年 3月 第1回住民説明会開催
- 6月 実施計画着手
- 昭和63年 2月 第4回住民説明会が開催され、地元住民の建設反対運動が円満解決
- 6月 埋蔵文化財調査着手
地元住民、伊奈町職員及び県職員で構成する「精神医療総合センター（仮称）連絡協議会」を設置
- 7月 「埼玉県精神衛生センター」を「埼玉県精神保健センター」に改称
- 9月 本館建設工事着工
- 平成元年 4月 精神医療総合センター準備室を精神保健総合センター準備事務所に改組
- 10月 「精神保健総合センター運営指針」を策定
- 11月 本館完成
- 平成 2年 1月 準備事務所を伊奈町に移転、備品搬入開始
- 2月 職員公舎完成
- 3月 埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案可決
（埼玉県立精神保健総合センターの設置が決定）
病院開設許可、保険指定医療機関指定承認
埼玉県精神保健センター閉所

3 開設後の年表

	国の精神保健福祉施策・ 埼玉県状況	埼玉県立精神保健総合センター	
		診療局部門	地域保健局部門
平成2年4月		・埼玉県立精神保健総合センター開 所、木戸幸聖総長就任	・「さいたま精神保健だより」創刊 ・保健所への技術協力開始（医師月1 回、コメ月3回） ・思春期グループ相談開始
平成2年5月		・生活保護法による医療機関に指定	・アルコールグループ相談開始
平成2年7月	・こころの健康づくり推進モデル事 業実施要領について（保健医療局長 通知） ・福祉関係八法改正	・医師会、県議会議員、学識経験者 で構成する「埼玉県立精神保健総合 センター運営協議会」を設置	
平成2年8月			・精神保健専門研修の開始
平成2年9月	・全国精神障害者社会復帰連絡協議 会を埼玉県内で開催	・3基準（基準看護[結核・精神特2 類]、基準給食、基準寝具設備）承認 ・精神科作業療法承認 ・精神科デイケア（大規模）承認	
平成2年10月		・応急入院指定病院に指定	
平成2年12月			・こころの健康づくり事業「こころ の健康フェスティバル」開始 ・「こころの電話」相談事業開始
平成3年4月		・（社）日本病院建築協会から第1回 病院建築賞を受賞	
平成3年9月	・公設精神科リハビリテーション施 設連絡協議会第5回研究協議会を埼玉 県で開催		
平成4年2月	・全国精神保健業務研修会を埼玉県 で開催		
平成4年3月		・第3病棟の病室を一部改修	
平成4年4月			・社会復帰において、セミ学期制、 ステージ別分担制度導入
平成4年7月	・精神障害者地域生活援助事業実施 要綱		・精神保健ボランティア講座を開始
平成4年9月		・土曜日の外来休診、完全週休2日制	
平成5年2月	・埼玉県精神障害者団体連合会発足		
平成5年4月		・ビデオ「正しい身体拘束」作成	
平成5年6月	・精神保健法一部改正		
平成5年7月			・精神保健ボランティア連絡会議の 開催及びボランティアフォーラムを 埼玉県で開催
平成5年9月			・「みんなの心の健康スクール」を 開催
平成5年11月	・「埼玉県精神科緊急医療事業」開 始	・埼玉県精神科緊急医療事業が実施 され、専門病院として位置づけられ る。	
平成5年12月	・障害者基本法制定		
平成6年1月	・日本集団精神療法学会第11回大会 を埼玉県で開催		
平成6年3月	・「障害者対策に関する埼玉県長期 計画」策定		
平成6年4月	・「埼玉県精神神経科診療所協会」 発足	・渡嘉敷暁総長就任	・デイケア・ネットワーク発足

	国の精神保健福祉施策・ 埼玉県の状態	埼玉県立精神保健総合センター	
		診療局部門	地域保健局部門
平成6年7月	・地域保健法公布	- 第3病棟の和室を洋室に改修 - ワークサンプリングによる「看護業務量調査」 - 新基準看護A3:1看護及びB6:1看護補助の承認 - 外来診療室を3室から4室に増室	
平成6年10月			
平成7年2月			
平成7年4月	・地域精神保健福祉対策推進事業開始	阪神・淡路大震災被災地（神戸市）に精神医療チームを派遣	- 社会資源の創設や市町村も視野に入れた技術協力に方向転換 - 診療部と共同で薬物依存家族教室を開催 - 社会復帰促進地域研修を開始
平成7年7月	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行 - 精神障害者保健福祉手帳制度の実施		「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行に伴い「精神保健センター部門」を「精神保健福祉センター部門」に改正 - 市町村職員研修を開催
平成7年8月			
平成7年12月	・障害者プラン（ノーマライゼーション7か年戦略）策定	輸血ライン固定具（ラインキーパー）特許庁の実用新案取得（商品化し、一般販売を開始）	「精神保健福祉センター運営要領」施行 - 社会復帰において就労援助特別プログラム（プリレイバーコース）の導入 - 埼玉県精神保健福祉ボランティアネットワークの発足
平成8年1月	・「保健所及び市町村における精神保健福祉業務・精神保健福祉センター運営要領」制定		
平成8年4月			
平成8年5月		- 看護職員の病院経営意識を培う「ラベンダー通信第1号」を発行 - 埼玉県精神科救急医療事業が実施され専門病院として位置づけられる - 精神科急性期治療病棟（第2病棟）の届出	社会復帰において、就労準備コース、一人暮らしコース、社会参加コースの3コース体制を導入
平成8年7月	・厚生省大臣官房に障害者保健福祉部を設置		
平成8年8月			
平成8年11月		「誤薬（ごやく）に注意運動」を5・8・9・2月に実施 - 全国自治体病院協議会精神科特別部会を主催 - 上尾中央総合病院と「リエゾン協定」を締結 - 精神科急性期治療病棟を第2病棟から第3病棟への変更の届出	市町村保健婦の相談技術向上を図るため「相談研修」を開始
平成9年1月			
平成9年4月	- 地域保健法完全実施により保健所統廃合 - 精神保健総合センターを新設		
平成9年5月			
平成9年7月	・第33回日本精神医学ソーシャルワーカー全国大会を埼玉県で実施		
平成9年8月			
平成9年9月			
平成9年12月	・精神保健福祉士法の成立		
平成10年3月	・「彩の国障害者プラン」		

	国の精神保健福祉施策・ 埼玉県の状態	埼玉県立精神保健総合センター	
		診療局部門	地域保健局部門
平成10年4月	・精神保健福祉法の施行		
平成10年5月	・県庁組織改正（衛生部と生活福祉部が統合し、保健衛生部となる）		
平成10年7月	・薬物乱用防止五か年戦略を策定（薬物乱用対策推進本部）		
平成10年10月		・外来患者の処方箋がすべて院外処方となる	・埼玉県精神保健福祉協会事務局が県庁から相談部に移管される
平成10年11月		・ワークサンプリングによる「看護業務量調査」開始	・外国語通訳ボランティア講座の開始
平成11年1月	・第1回精神保健福祉士国家試験実施		
平成11年3月			・インターネット上にセンターのホームページを開設
平成11年4月	・福祉保健総合センターに福祉事務所を統合		・こころの健康フェスティバルの開催をセンター主導から地域主導に転換
平成11年6月	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正		・精神保健福祉講座でホームヘルパーを対象とした研修を開始
平成11年9月		・「センター施設設備検討委員会」設置	
平成12年3月	・精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（厚生省令）制定	・「センター施設整備基本構想」策定	
平成12年4月	・保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領改正		
平成12年4月	・改正「精神保健福祉法」施行（一部は平成4年4月施行）		
平成12年6月	・社会福祉事業法等改正		
平成12年9月			・関東甲信地区精神保健福祉連絡協議会
平成12年11月	・医療法改正（第4次）		
平成12年12月		・「施設内整備基本計画検討委員会」開催	
平成13年2月		・「施設整備基本計画」策定	
平成13年12月	・「埼玉県立精神保健福祉センター条例」制定		・青年期精神保健ケースマネジメントモデル事業開始
平成14年3月	・「埼玉県立病院事業の設置等に関する条例」改正		
平成14年3月	・「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準」改正		・精神保健福祉センター運営要領改正
平成14年3月	・精神医療審査会運営マニュアル改正		

	国の精神保健福祉施策・埼玉県の状況	精神医療センター
平成14年4月	・埼玉県病院局設置 ・県立4病院に地方公営企業法を全部適用 ・平成11年改正の「精神保健福祉法」全面施行	・診療部門を「埼玉県立精神医療センター」に改組 ・守屋裕文病院長就任
平成14年10月	・第61回日本公衆衛生学会が埼玉県で開催	・新病棟建設予定区域の埋蔵文化財発掘調査（～3月）
平成15年1月		・「医療情報システム」稼働 院内LANが整備される
平成15年3月		・第3病棟の4床室1室を個室4室に改修
平成15年7月	・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律交付 ・薬物乱用防止新五か年戦略を策定（薬物乱用対策推進本部）	
平成15年10月		・外来及び病棟の分煙室設置（～11月）
平成15年11月	・埼玉県精神科救急医療事業開始	・（財）日本医療機能評価機構による病院機能評価を受審
平成15年12月		
平成16年3月	・「心のバリアフリー宣言」	
平成16年4月	・埼玉県立病院経営健全化フォローアッププランの策定	・（財）日本医療機能評価機構による認定（Ver. 4）
平成16年8月		・丸田俊彦病院長就任
平成16年9月	・厚生労働省精神保健福祉対策本部「精神保健医療福祉の改革ビジョン」	・新病棟起工式
平成16年10月	・精神保健判定医等養成研修開始	・新潟県中越地震にかかる埼玉県心のケア支援チームへ医師、看護師派遣（～11月、川口町）
平成17年4月	・「埼玉県立病院における医療安全管理体制に係る指針」の通知（病院局経営管理課）	
平成17年7月	・心神喪失者等医療観察法施行	
平成17年10月	・障害者自立支援法交付 ・精神保健福祉法改正	
平成18年1月		・新病棟引渡
平成18年4月	・障害者自立支援法一部施行	・医療安全管理室の設置及び専任の医療安全管理者の配置
		・オーダーリングシステム稼働 ・新病棟及び第2外来開設
平成18年6月	・医療法改正（第5次）	・杉山一病院長就任
平成18年8月		・第3外来開設
平成18年9月		・心神喪失者等医療観察法に基づく指定通院医療機関に指定
平成18年10月	・障害者自立支援法完全施行 ・自殺対策基本法施行 ・埼玉県立病院経営健全化新フォローアッププランの策定	
平成19年9月	・障害者権利条約 日本政府署名	・心神喪失者等医療観察法に基づく鑑定入院医療機関の届出
平成20年2月		・第34回地域連絡協議会開催にて心神喪失者等医療観察法に関して承認
平成20年8月	・第三次薬物乱用防止五か年戦略を策定（薬物乱用対策推進本部）	・心神喪失者等医療観察法に基づく特例措置入院の受入開始
平成20年9月	・埼玉県自殺対策連絡協議会「埼玉県自殺対策推進ガイドライン～かけがえのない命を守り支える～」策定	・（財）日本医療機能評価機構による病院機能評価（Ver. 5）を受審
平成20年12月		・心神喪失者等医療観察法施設整備（案）の概要説明
平成21年2月		
平成21年3月	・第2期埼玉県障害者支援計画策定 ・埼玉県立病院経営健全化第3次フォローアッププランの策定	
平成21年4月		・（財）日本医療機能評価機構による認定 病院機能評価（Ver. 5）
平成21年11月		・医療観察法病棟建設予定地の埋蔵文化財発掘調査（～平成22年3月）
平成22年2月	・県議会で精神医療センター病床数の変更について議決	・第3病棟閉鎖
平成22年6月		・医療観察法病棟の建設工事着工
平成22年8月		・丸山地区役員総会において医療観察法病棟の整備について説明
平成22年10月		・第40回地域連絡協議会にて指定入院医療機関に関する動向を説明
平成23年2月		・東日本大震災避難所支援のため、さいたまスーパーアリーナに医師、コ・メディカルを派遣
平成23年3月		

	国の精神保健福祉施策・埼玉県の状況	精神医療センター
平成23年4月		・東日本大震災被災地支援のため、「心のケアチーム」派遣に人材協力（～5月、福島県田村市・三春町） ・社団法人日本精神神経学会精神科専門医制度研修施設として認定（旧制度）
平成23年6月	・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の成立（10月施行）	
平成23年7月	・「障害者基本法」一部改正 ・社会保障審議会医療部会において、「精神疾患を医療計画に追加すべき」との意見	
平成23年8月	・改正「障害者基本法」施行	・「開設20周年記念誌 絆」発行
平成23年9月		・医療観察法病棟開棟式
平成23年10月		・医療観察法病棟開棟 ・「合併症病棟」を「急性期病棟」、「急性期病棟」を「救急病棟」に名称変更 ・「埼玉県精神保健総合センター敷地内禁煙化推進本部」設置
平成24年3月	・埼玉県立病院アクションプランの策定（第4次経営健全化計画 平成24年度～平成26年度）	
平成24年4月	・改正「障害者自立支援法」施行	・敷地内全面禁煙化
平成24年5月		・クロザピン使用開始
平成24年9月		・医療安全管理者が専従となる
平成25年3月	・埼玉県地域保健医療計画の策定（平成25年度～平成29年度）	
平成25年6月	・精神保健福祉法の一部改正（平成26年4月施行）	
平成25年8月	・第四次薬物乱用防止五か年戦略を策定（薬物乱用対策推進会議）	
平成26年4月	・改正「精神保健福祉法」施行	・長尾眞理子病院長就任 ・社団法人日本精神神経学会精神科専門医制度研修施設として認定（旧制度）
平成26年6月	・「アルコール健康障害対策基本法」施行	
平成26年9月		・災害派遣精神医療チーム（DPAT）先遣隊の登録
平成26年10月		・平成26年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会 ・第36回日本アルコール関連問題学会開催（大会長：成瀬副病院長）
平成27年3月	・埼玉県立病院経営改善アクションプランの策定（平成27～29年度） ・埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例の制定	
平成27年4月		・依存症治療研究部の新設
平成27年9月	・公認心理師法成立	
平成27年10月	・医療改正法による院内事故調査制度開始	
平成27年11月	・「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」策定	
平成27年12月	・「埼玉県薬物乱用対策推進計画」策定	・埼玉県警察本部長から犯罪被害者支援への協力について感謝状の授与
平成28年1月		・第1病棟、第2病棟の保護室改修工事（～3月）
平成28年4月		・熊本地震被災地支援のためDPATを派遣（2チーム）
平成28年5月	・「アルコール健康障害対策基本計画」策定	
平成28年6月	・「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律」施行	
平成29年1月		・第1病棟、第2病棟の病室改修工事（4人室の一部を2人室へ）（～3月）
平成29年2月		・フィリピン薬物対策支援に係るフィリピン保健省大臣による視察
平成30年3月	・「埼玉県アルコール健康障害対策推進計画」策定 ・「埼玉県薬物乱用対策推進計画（第2次）」策定 ・埼玉県災害派遣精神医療チーム（埼玉DPAT）派遣協定の締結	
平成30年4月	・「埼玉県措置入院者退院後支援事業実施要綱」の施行	・埼玉県依存症専門医療機関の指定 ・埼玉県依存症治療拠点機関の指定 ・日本専門医機構専門医制度精神科領域専門研修プログラム（新専門医制度基幹施設）として認定
平成30年6月	・埼玉県立病院のあり方検討委員会の設置	
平成30年7月		・JICAフィリピン薬物依存症治療研修員による視察

	国の精神保健福祉施策・埼玉県の状況	精神医療センター
平成30年9月		・北海道胆振東部地震被災地支援のためDPATを派遣（1チーム） ・国連アジア極東犯罪防止研修所第170回国際研修による視察
平成30年10月	・「ギャンブル等依存症対策基本法」施行 ・埼玉県立病院のあり方検討委員会が県に「県立病院の経営形態は地方独立行政法人が望ましい」旨等の報告書を提出	
平成30年12月		・さいたま市依存症専門医療機関の指定 ・さいたま市依存症治療拠点機関の指定
平成31年2月	・県知事が県立病院の地方独立行政法人化を表明	・全国児童青年医療施設協議会第49回研修会（主管施設） ・中華人民共和国広州白雲心理医院による視察
平成31年3月	・埼玉県立法人準備委員会設置	
平成31年4月		・政策医療企画室、TQM推進室及び感染管理室の新設
令和元年5月	・今後の県立病院に関するアドバイザーボード設置 ・埼玉県立病院法人準備委員会ワーキンググループ設置	・埼玉県立精神医療センター院内準備委員会設置
令和元年9月		・台風15号に係る被災地支援のため千葉県へDPATを派遣（1チーム） ・台風19号に係る被災地支援のため県内医療機関へDPATを派遣（1チーム） ・精神医療センターの在り方検討会議設置
令和2年2月		・新型コロナウイルスに係る宿泊施設滞在者等への支援のためDPATを派遣 ・JICAスリランカ違法薬物の使用防止強化に係る研修視察
令和2年3月	・「埼玉県地方独立行政法人評価委員会条例」を議決 ・「地方独立行政法人埼玉県立病院機構の定款を定めることについて」を議決	
令和2年4月		・新型コロナウイルス感染患者受入病床を割り当てられた医療機関に指定 ・新型コロナウイルス感染患者受入開始
令和2年7月	・県立病院法人準備委員会中期計画・年度計画ワーキンググループ設置	
令和2年12月	・「埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例」を議決 ・「地方独立行政法人埼玉県立病院機構に係る重要な財産を定める条例」を議決 ・「地方独立行政法人埼玉県立病院機構の中期目標を定めることについて」を議決 ・「地方独立行政法人埼玉県立病院機構に承継させる権利を定めることについて」を議決	
令和3年4月	・地方独立行政法人埼玉県立病院機構設立 ・「埼玉県薬物乱用対策推進計画（第3次）」策定	・地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立精神医療センターに移管 ・院内あり方検討会議を設置
令和3年9月		
令和4年3月	・「埼玉県依存症対策推進計画」策定	
令和4年7月		・医療連携室を開設
令和4年9月		・病院機構本部に埼玉県立精神医療センター在り方検討会議準備委員会設置
令和4年12月	・精神保健福祉法の一部改正（令和5年4月、令和6年4月施行）	
令和5年4月	・改正「精神保健福祉法」一部施行	
令和5年9月		・電子カルテ導入
令和5年12月		・モンゴル国立精神保健センターによる視察
令和6年1月		・能登半島地震被災地支援のためDPATを派遣（2チーム）